

令和 4 年 9 月 15 日

保護者 各位

筑陽学園高等学校
校長 新田 光之助
筑陽学園中学校
校長 新田 光太郎

コロナウィルス感染症陽性者の自宅待機期間の変更について

標記の件について、厚生労働省より 9 月 7 日付けで通達がありましたので、本校の対応も下記のように変更いたします。尚、変更日は通達日と致します。

記

(1) 有症状患者

発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除する(発症日翌日から数えて 10 日間から 7 日間へ変更)。

ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(2) 無症状患者

検体採取日から 7 日間を経過した場合は 8 日目に療養解除を可能とする(従来から変更なし)。

加えて、5 日目の検査キット(医療用)による検査で陰性を確認した場合は 5 日間経過後(6 日目)に解除を可能とする。(以下略)

※保健室からのお願い

次の場合は、登校せず、学校に連絡してください(検査結果を含む)。

- ① 生徒及び同居の家族に風邪症状(発熱や喉の痛み等)がある場合
- ② 生徒及び同居の家族に何らかの症状があり PCR 検査等を受ける予定がある場合